

令和8年3月19日
関東信越厚生局

元保険医療機関への対応について

令和8年3月18日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり対応しましたのでお知らせします。

【内容】

保険医療機関の指定の取消相当

- | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 医療法人社団 慶結会
レイズクリニック青山 |
| (2) 所 | 在 | 地 東京都渋谷区神宮前3-42-2
VORT外苑前Ⅲ地下1階 |
| (3) 開 | 設 | 者 医療法人社団 慶結会 理事長 岩寄 宏俊 |
| (4) 指定取消相 | 当 | 年月日 令和8年3月20日 |

※ 当該保険医療機関は、令和7年6月30日付けで保険医療機関の廃止をしていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相当に至った経緯】

令和5年4月から令和6年3月にかけて保険者・審査支払機関等から情報提供があり、その内容は、当該保険医療機関を受診していないにもかかわらず受診したことになっているというもの、同一月内の同一日に多数の患者に対し、初診料及びSARS-CoV-2核酸検出が算定されており不自然であるというもの等であった。

新規個別指導を実施したところ、不正な診療及び不正な診療報酬請求が強く疑われたため、令和6年10月から令和7年11月まで計6日間の監査を実施し、結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

なお、本件について、保険医の関与は確認できなかったことから、保険医への措置は行わない。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 6 件

不正請求額 1, 5 6 6, 7 1 9 円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前（5年以内に指定を受けた保険医療機関については指定日）まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。